

## 外国人労働者問題をめぐる最近の動向について

その他のタイトル	Recent Problems of Foreign Workers in Japan
著者	?堂 俊彌
雑誌名	関西大学商學論集
巻	33
号	4-5
ページ	451-477
発行年	1988-12-25
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/00020563">http://hdl.handle.net/10112/00020563</a>

# 外国人労働者問題をめぐる 最近の動向について

高 堂 俊 彌

## I

わが国をめぐる国際化の急速な進展は、モノやカネの交流とともに、ヒトの面についても新たな問題を提起している。このことは、最近の外国人労働者の流入にかかわる各方面からの論議の高まりに見られるとおりでである。いわゆる「不法就労」の外国人労働者として、入国管理法違反に問われるケースが増えているのは周知のところであろう。

さて、わが国の現行制度では、外国人が日本国内で就労することについて、一定の制限を設けてこれを許容している。第1表は、それらの概要を示したものである。要約すると、(1)企業の駐在員や管理職などの長期商用者 (2)大学などの研究・教育機関における教師・研究者 (3)芸能人やスポーツマンなど(4)コックなどの熟練労働に従事するもの、などが就労者の中心となっている。ちなみに、最近の10年間におけるこれら外国人の年度別新規入国者数の推移をみると、第2表のようにになっている。また、それらの特定年度末における在留者数は第3表の通りである。

昭和61年度末での、就労目的で入国した外国人の在留者数は約3万人であって、そのうち在留資格別による熟練労働、就職、外国語教師の合計は約1.2万人となり、2年前に比べて1.7倍増になっている。

このように、わが国の現行制度では、外国人の法認された就労が増大している一方で、いわゆる「単純労働者」については原則として受け入れないと

第 1 表 在留資格一覧表(1)

- (注) 1. 就職・稼働が認められる在留資格はゴシック表示。  
 2. 入管法第 4 条および施行規則第 2 条に定める在留資格および施行規則第 3 条に定める在留期間を示す。  
 3. 在留資格 4-1-1-○とは、入管法第 4 条第 1 項第○号に該当する在留資格の意味である。なお、在留資格 4-1-16-○とは、施行規則第 2 条第○号に該当する特定の在留資格の意味である。

在留資格	略 称	在 留 資 格 に 該 当 す る 者	在 留 期 間
4-1-1	外 交	外交官、これらの者の随員、これらの者の家族	任務にある期間
4-1-2	公 川	日本政府が承認した外国政府または国際機関の公務を帯びる者、その家族	任務にある期間
4-1-4	短期滞在	観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習または会合への参加、業務連絡その他これらに類似する目的をもって、短期間本邦に滞在しようとする者（本邦において報酬を受ける活動に従事する者は除く）	90日、60日、30日 または15日
4-1-5	商 用	貿易、事業または投資活動を行う者（外国企業の駐在員、外資系企業の管理者や経営者）	3年、1年、6ヵ月 または3ヵ月
4-1-6	留 学	留学生（短期大学以上の教育機関等で研究を行い、または教育を受ける者）	1年、6ヵ月または 3ヵ月
4-1-6-2	研 修	本邦の公私の機関により受け入れられて産業上の技能を習得しようとする者	1年、6ヵ月または 3ヵ月
4-1-7	教 授	学術研究機関または教育機関で研究の指導または教育を行う者（短期大学以上の教育・研究機関で、専任の講師、助教授または教授の職にある者）	3年、1年、6ヵ月 または3ヵ月
4-1-8	学術文化	芸術上または学術上の活動を行おうとする者（音楽、美術、文学、科学上の高度な活動を行う者）	1年、6ヵ月または 3ヵ月
4-1-9	興 行	収入を伴う演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行を行う者（歌手、タレント等の芸能人、ボクサー、レスラー等のプロスポーツマンおよびこれらの者のマネージャー、裏方、付人）	60日、30日または 15日
4-1-10	宗 教	宗教上の活動を行うために外国の宗教団体から派遣された者（宗教上の活動として無報酬で教育活動、医療活動を行うために所属宗教団体から派遣された者を含む。なお、国内の宗教団体から招へいされた者は含まれない。）	3年、1年、6ヵ月 または3ヵ月
4-1-11	報 道	外国の新聞、放送、映画その他の報道機関の派遣員として派遣された者（国内の報道機関から招へいされた者やフリーライターは含まれない。）	3年、1年、6ヵ月 または3ヵ月
4-1-12	技術提供	産業上の高度なまたは特殊な技術または技能を提供するために国内の公私の機関により招へいされた者	3年、1年、6ヵ月 または3ヵ月
4-1-13	熟練労働	熟練労働に従事する者（例えば、中華料理やフランス料理のシェフや洋菓子工など。なお、一般に単純労働者の入国は認められていない。）	1年、6ヵ月または 3ヵ月
4-1-14	永 住	永住しようとする者	永久
4-1-15	被扶養者	在留資格4-1-5から4-1-13までに該当する者の配偶者および未成年の子で配偶者のないもの（いわゆる被扶養者。未成年者でも大学に入学したり、就職したり、他の在留資格に属する活動を行う場合は含まれない。）	扶養者の在留期間 と同期間
4-1-16-1	日本人の配偶者等	日本人の配偶者または子（日本人の家族として本邦に在留する場合）	3年、1年、6ヵ月 または3ヵ月
4-1-16-2	法126-2-6の子	昭和27年法律第126号第2条第6項に該当する者の子で同法施行の日以後本邦で出生した者または昭和28年政令第404号第14条に該当する者の子で同法施行の日以後本邦で出生した者	3年
4-1-16-3	特定の在留資格	法務大臣が特に在留を認める者（他の在留資格に該当しない者、例えば医師、語学学校教師、各種学校生徒、日本人等の扶養親族などに与えられる。）	3年以内の範囲で 個々に指定される。

(1) 「外国人に対する労働許可政策の実情」(『労政時報』No. 2879, 昭和63.5.6号収) 42ページより。

第2表 就労目的の外国人の在留資格新規入国者数の推移<sup>(2)</sup>

(単位:人)

年	在留資格	商用 4-1-5	教授 4-1-7	興行 4-1-9	技術提供 4-1-12	熟練労働 4-1-13	特定の在留資格4-1-16-3		計
							うち(就職)	(外国語教師)	
51		9,497	184	10,738	1	307	1,446		22,173
52		8,575	197	10,939	2	327	1,716		21,756
53		7,845	202	13,132	11	309	1,051		22,550
54		7,879	238	18,995	20	336	1,476		28,944
55		7,244	277	20,580	20	475	1,706		30,302
56		6,568	274	26,615	11	484	1,923		35,875
57		7,063	269	23,844	10	550	871	1,027	33,634
58		6,781	327	25,035	11	408	979	1,041	34,582
59		6,887	336	32,952	10	511	883	1,196	42,775
60		6,826	310	34,569	13	498	314	1,464	43,994
61		6,773	333	44,989	18	552	716	1,355	54,736
62		6,177	350	59,693	24	465	756	1,718	69,183
国籍別	①	米 3,880	米 192	比 36,039	米 16	台 166	米 291	米 1,137	
②	英 533	中 33	米 6,278	英 5	香港 90	英 82	英 216		
③	韓 273	英 28	英 3,006	台 香港	中 62	比 53	加 160		
④	独 234	加 27	台 2,515	スイス	英 61	仏 38	豪 85		
⑤	蘭 209	独 16	伯 1,091	各 1	印 41	台 34	NZ 32		

(参考) 入国事前審査(企業等への就職)で許可を受けた者の職種(概数)(法務省入国管理局調べ)

第3表 就労が認められる在留資格に係る在留外国人数(登録外国人数)<sup>(3)</sup>

(単位:人、各年12月末現在)

年	在留資格	商用 4-1-5	教授 4-1-7	興行 4-1-9	技術提供 4-1-12	熟練労働 4-1-13	特定の在留資格4-1-16-3		計
							うち(就職)	(外国語教師)	
49		3,494	413	2,035	32	660	—	—	(6,634)
59		5,943	1,007	7,346	13	1,366	3,004	1,799	20,478
61		7,148	1,120	10,357	12	1,502	6,242	4,264	30,645
国籍別	①	米 2,466	米 532	比 9,075	米 4	中 1,143	中 1,981	米 2,592	
②	英 830	英 150	中 684	中 3	印 135	米 1,330	英 710		
③	韓朝 745	独 73	米 159	中 2	英 113	比 770	加 382		
④	独 525	中 81	韓朝 135	韓朝 仏 独	仏 22	韓朝 437	豪 139		
⑤	中 431	加 61	英 80	各 1	韓朝 16	英 396	韓朝 66		

資料出所:「在留外国人統計」法務省

(注1) 中国には、中国本土のほかいわゆる台湾人及び中国系香港人を含み、英国には、英国籍を有する香港人を含む。

(注2) 49年の計には、「特定の在留資格」中の「就職」及び「外国語教師」の人数が含まれていないので、59年、61年の数字と接続しない。

(2) 労働省職業安定局編『今後における外国人労働者受入れの方向——外国人労働者問題研究会報告——』昭和63年3月、14ページより引用。

(3) 前掲『外国人労働者問題研究会報告』14ページより引用。

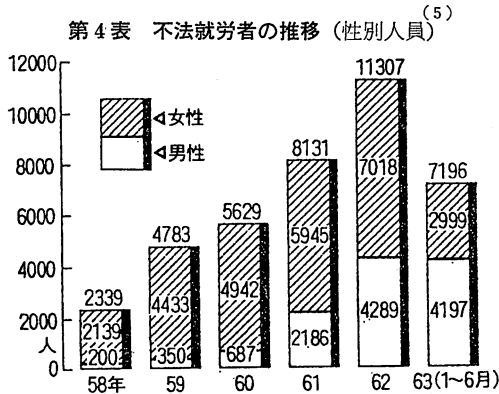
いう方針をとってきている。

ちなみに、わが国がこうした単純労働者の受け入れについて、これを原則的に禁止してきている理由は、主に次のようなものであると考えられる。<sup>(4)</sup>

(1) 産業の構造転換、人口の高齢化等を背景に、今後も厳しい雇用情勢が予想されるなかで、外国人単純労働力の導入は更に深刻な影響を及ぼすおそれがある。

(2) 国内の一部の職種にみられる求人難については、労働条件の改善などの努力で対応すべきであるのに、これを怠って安易に外国人労働者に頼ることは、雇用構造の改善を遅らせ、労働市場の機能に悪影響をもたらす。

(3) アジアの開発途上諸国の失業者を単純労働者として受け入れることは、これら諸国の雇用の拡大、経済発展に資するものではない、などがそれである。



ところがそれにも拘らず、現実には、主として観光や就学等の在留資格でこの種の単純職種に従事している外国人が激増していることが指摘されている。いわゆる「不法就労者」としてとり扱われているケースがそれである (第 4 表)。

(4) 前掲『外国人労働者問題研究会報告』9 ページおよび11 ページ参照。

(5) 日本経済新聞、1988年10月17日所収。

本年 (昭63年) 1～6 月に入国管理局が摘発した不法就労者は 7,196 人。2 年で倍増のペースとなっている。現在、出入国記録からは約 7 万人の不法就労者の存在が推定され、就学名目による不法就労などを加えると 15 万人に達するとの見方もある。今のペースで増え続けると仮定すれば、4 年後には 60 万に達する。日本の就業人口は約 6,000 万人だから、その 1% を占めることになる。

このように「不法就労外国人」が著しく増加している背景の理由として、①わが国と不法就労者の本国との著しい経済格差の存在 ②急激な円高によるわが国での稼働のメリットの増大 ③従来の出稼ぎ先であった中東産油国の原油価格下落による不況 ④不法就労者本国の雇用事情悪化 ⑤わが国と就労者本国とを結ぶブローカーの暗躍 ⑥わが国の零細・小企業および風俗関連業種における雇用ニーズの存在、などがあげられている。<sup>(6)</sup>

かくして国際化の進展を背景に、外国人労働者を活用するニーズが高まりつつあるなかで、わが労働省は、不法就労者のこうした増加や国内労働市場への悪影響を憂慮して、労使代表と学識経験者からなる「外国人労働者問題調査会」を設置して、外国人労働者の受入れ基準の設定と態勢整備についての具体策を年内にもまとめる意向を明らかにしている（日本経済新聞1988.9.28）。

何れにしても、外国人労働者がいわゆる「不法就労者」として問題視されるのは、既述のように、主として単純労働の範疇に属するものであるといつてよい。ところで、この種の外国人単純労働者の受け入れについて、わが国では、受け入れるべきでないとするいわば「消極論」と、これを受け入れてもよいとするいわば「積極論」の立場が主張されている。参考までにそれぞれの基本的論点を整理すれば次のようにまとめられる。<sup>(7)</sup>

#### 〔積極論〕

1. わが国の一部の分野には労働力不足が現存し、日本人労働者の確保が困難。
2. 高齢化社会の到来、慢性的人手不足の解消には、外国人の雇用が必要。
3. 貧しい国から富める国への労働力の流入は自然の理。経済大国日本とし

---

(6) 法務省入国管理局「わが国の外国人労働者受入れへの対応」(季刊『人事行政』No.41, 1988.7. 所収) 19ページ参照。また 町田幸雄「不法就労外国人の実態」(『ジュリスト』No.909, 1988.6.1. 所収) 21～4ページ参照。

(7) 山崎哲夫「入国管理行政の現状と課題」(『ジュリスト』前掲号 所収) 15ページ。前掲季刊『人事行政』No.41, 18ページ

て外国人労働者を受け入れ、繁栄を分かち合うべきである。

4. ヒトの自由化は時代のすう勢から避けられない以上、徐々に門戸を開放すべきである。
5. 日本の国際的受容性を高める。外国人・異文化等の接触からわが国社会の国際化に貢献。

〔消極論〕

1. 国内の労働条件の低下と失業率の上昇につながる。
2. 労働力のコストだけで判断すべきではなく、長期的、社会的問題として考えるべきである。
3. 他国の救済のため外国の失業者を受け入れるのはナンセンス。これら諸国内での雇用機会の創出につながる経済社会開発の援助で貢献すべきである。
4. 定住化し、少数民族化し、ゲットーをつくり、人種的対立や人種差別感を助長させる。
5. ダーティワークを外国人に押しつける結果となり、国際的批判を招くばかりか、日本人の勤労感の変化をもたらし、日本の将来にとって大きな問題となる。

## II

このような一般的状況のなかで、わが産業界はどのような対応をしているのであろうか。それらの具体的な事情を示す政府機関や経済団体の最近の調査があるので、その要点をとりあげてみよう。

経済企画庁国民生活局生活政策課によって、「我が国における外国人雇用と国民生活に関するアンケート調査結果」が昭和63年3月に発表された。これは、今日、わが国では外国人労働者の受入れが、一部実態先行の形で進展し、外国人受入れをめぐる議論が活発化しつつあるなかで、そのあるべき方向を探るためには十分な基礎資料が必要であるとして試みられたものであ

(8)  
る。

調査時期 昭和62和10月15日～31日

調査対象 (企業) 1,000社 (個人) 20才以上の男女3,000人

回収状況 企業321社(32.1%) うち外国人雇用企業161社, 雇用者数1,075人個人836人(27.9%)

雇用を開始した時期

(N = 161社)

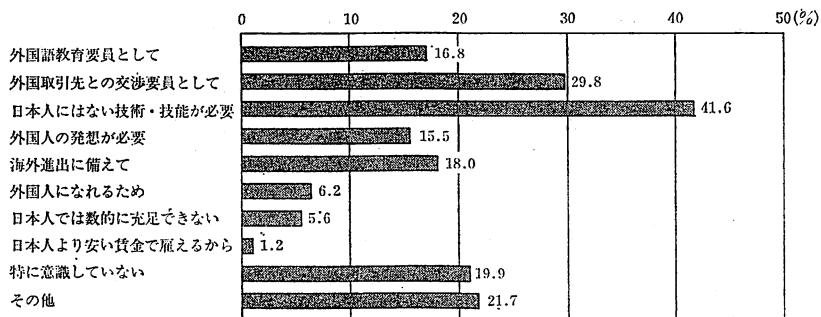
① 昭和30年代以前	6.2%
② // 40～49年	17.4%
③ // 50～54年	18.6%
④ // 55～59年	27.3%
⑤ // 60年以降	26.7%
⑥ 不明	3.7%

「雇用開始の時期」は昭和55年以降が過半数を占め、最近の急速な進行を示している。

「雇用の動機」では、外国人ならではの技術・技能を必要とした割合が最も高く、また業務の国際化に備えているためであることも伺える。

「外国人を雇用する上での問題点」としては、言葉のギャップ、ビザ取得の困難性、住居などのコスト高が上位を占めているが、雇用している「外国人からの不満」については、ないとするものが圧倒的に高い。したがって「今後の採用計画」については、かなり積極的な意向が示されている。すな

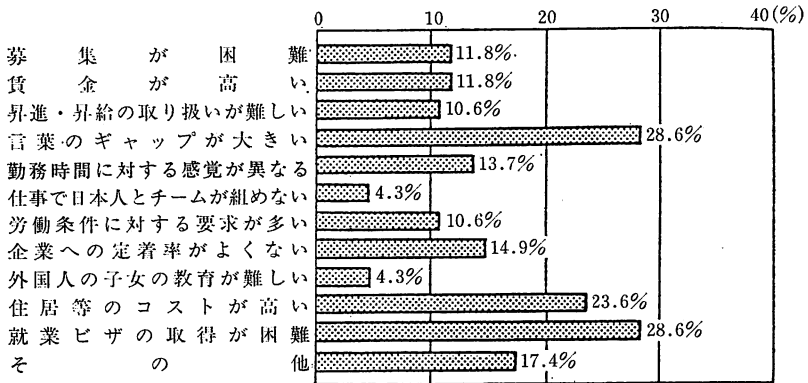
外国人を雇用するようになった動機(M. A.) (N = 161社)



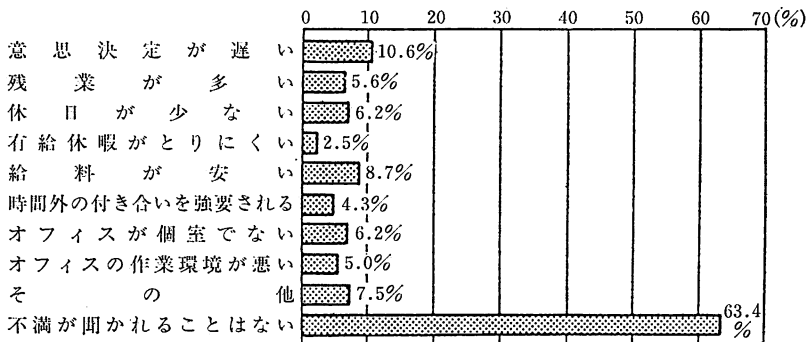
(8) 経済企画庁「外国人雇用の現状と今後の方向」(『労政時報』No. 2879, 63.5.6. 所収) 53～58ページから引用 また前掲季刊『人事行政』No. 41. 25～32ページ所収の資料より。



外国人を雇用する上での問題点 (M.A.) (N = 161社)



外国人から聞かれる不満 (M.A.) (N = 161社)



今後の採用計画

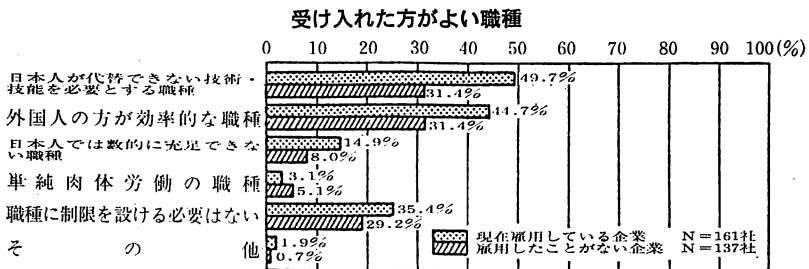
	採用したい	採用したくない	わからない	不明	N =
現在雇用している	62.7%	3.1%	25.5%	8.7%	161
過去に雇用している	27.3%	4.5%	68.2%		22
雇用したことはない	21.9%	29.9%	46.7%	1.5%	137

採用する時期

	今すぐにも	1年以内	2~3年以内	かなり将来	未定	不明	N =
現在雇用している	29.7%	26.7%	9.9%	2.0%	20.8%	10.9%	101
過去に雇用していた	50.0%	16.7%	33.3%				6
雇用したことはない	10.0%	23.3%	33.3%	10.0%	10.0%	13.3%	30

わち、現に外国人を雇用している企業では、引続きその6割が採用を希望しているほか、現在雇用していない企業（過去に雇用していた企業と雇用したことがない企業を含む）のほぼ半数も採用の意向を示している。

また外国人の採用を希望している企業のうち、「採用予定の時期」についての回答をみると、「今すぐにでも」と「1年以内」とするものを合わせて、全体の約半数を占めており、このことは、過去に外国人を雇用したことがない企業の場合においても、さらに「2～3年以内」という希望を合わせて全体の6割を越えている。



最後に、わが国への「受け入れのあり方」については、「日本人の代替できない技術・技能を必要とする職種」や「外国人の方が効率的な職種」に受け入れの要望が高く、「職種に制限を設ける必要がない」とするものが35%になっていることも注目される。

以上の調査結果を全体的に概観すると、わが国の産業界では最近、外国人労働者の雇用について積極的かつ具体的な取り組みが進められていることがわかる。

次に同様な調査は、東京商工会議所からも発表されている。<sup>(9)</sup> 昭和63年4月に実施された「外国人の受け入れに関する調査」がそれである。この調査は①外国人労働者受け入れに関する調査、②外国人雇用企業に関する調査、

(9) 東京商工会議所産業経済部「外国人労働者受け入れの現状と問題点」(前掲「人事行政」No.41 所収) 33～40ページ参照 同く「労政時報」No. 2883, 63.6. 10. 58～60ページ参照。

③外国人労働者の受け入れに関する意見調査など四つの内容を含んでいる（実施時期 昭和63年4月5日～30日）。

①の調査は、会員企業5,000社を対象として1,132社からの回答（回収率22.6%）をもとにしたものである。そこでは、「雇用したい」とする企業が40.4%、「雇用しない」とする企業が59.6%で、後者の比率が高くなっている。これは回答企業の内訳（製造業557社・49.2%、非製造業575社・50.8%、従業員規模100人以下28.8%、299人以下21.6%、999人以下14.5%、1,000人以上15.0%）にも関係があるものと思われる。それでも、雇用したいとする企業には、今後の方向として、「制限を緩和して受け入れを増やすべき」とするものが59.3%もあり、その場合「専門能力・熟練技術を要しない職種も認める」とするのが40.6%になっている。なお受け入れを希望する理由は、「海外との取引上」の必要から（40.0%）、「国内労働力では数的に充足できない」から（34.5%）、「日本人に代替できない外国人の特殊技能が必要」（29.0%）などが上位を占めている。調査②は、現在外国人労働者を雇用している企業（調査対象1,132社中、225社）に対するものであるが、ここでは、入国管理法上の取扱いについて、「手続の簡素化」60.4%、「在留期間の延長」37.4%、「職種制限の緩和」31.1%を望む企業が多いことを示している。

東商による調査③は、学者や関係機関の意見を求めたものとして興味深い（調査対象：大学教授83人、ジャーナリスト31人、研究機関31、各種団体73、

	合 計	大学教授	ジャーナリス ト・研究機関	各種団体	労働組合
合 計	83 (100.0)	35 (100.0)	18 (100.0)	13 (100.0)	17 (100.0)
必要である	52 (62.7)	26 (74.3)	12 (66.7)	7 (53.8)	7 (41.2)
必要でない	24 (28.9)	6 (17.1)	4 (22.2)	6 (46.2)	8 (47.1)
そ の 他	7 (8.4)	3 (8.6)	2 (11.1)	0 (—)	2 (11.8)

単位：人、(%)

労働組合62)。ちなみに、「日本社会にとって、外国人労働者を現在以上に受け入れることは必要か」の回答は別表の通りである。ここでも、回答者の過半数が、外国人労働者の受け入れに対して積極的な意向を示していることが伺われる。

以上のような調査結果を参考にして、東京商工会議所は昭和63年9月1日付で、専門的知識、技術・技能を持つ外国人労働者にたいして在留資格範囲を拡大し、積極的に受け入れるべきだとする「意見書」を発表した。今回の提言には、不法就労者などの問題が大きい「単純労働者」については直接取り上げられず、引き続いて特別委員会を設けて検討するとされているが、現在認められている在留資格が、技術提供、熟練労働者という狭い範囲に限られている点を改善して、その大幅な拡大が求められているのである。

さて、こうした東商の調査と並んで、大阪商工会議所も最近興味ある調査報告を発表して注目された。大商は先に、「関西企業の外国人雇用等実態調査」(1988年4月、大阪商工会議所国際部)を実施して、京阪神に本社を置く主要企業1,841社における外国人労働者の雇用実態と将来計画について詳細なデータを提供したが、引き続き在阪の企業を対象にして、本年8月に試みられた「外国人労働者受け入れに関する調査報告」をこのほど発表した<sup>(10)</sup>。この調査は、昭和63年8月下旬に、在阪の2,252社について、(1)現在の従業員の充足状況 (2)外国人雇用の有無 (3)外国人単純労働者受け入れの意向 (4)今後の外国人労働者の受け入れ制度、についてアンケートによる回答を求めたもので、845社からの回答(回答率37.5%)をとりまとめたものである。

この報告書の特徴の一端は、その発表を報道した昭和63年10月13日付主要日刊紙の見出しに伺われる。たとえば、「外国人単純労働者『採用したい』31%も」(毎日)、「外人の単純労働者採用、前向き企業は30%」(朝日)、「外国人単純労働者の採用、企業は積極姿勢」(読売)、「外国人労働者受け入れ、

---

(10) 大阪商工会議所産業経済部「外国人労働者受け入れに関する調査報告」昭和63年10月 以下の引用図・表は本報告書による。

前向き企業多い」(産経),「外国人労働者受け入れ,大阪の企業,意欲的」(日経)などがそれである。

いま,調査(1)から調査(4)までのそれぞれの内容について,簡単に要約して

① 従業員が不足している部門  
(従業員が不足している企業618社について) (複数回答)(%)

	一般事務販売	現業	財務・経理	企画・商品開発	技術開発・研究	情報処理	その他	N, A
総計	(206) 24.4	(327) 38.7	(48) 5.7	(84) 9.9	(163) 19.3	(64) 7.6	(39) 4.6	(227) 26.9
1000人以上	20.5	35.9	3.8	10.3	39.7	15.4	1.3	24.4
300～999人	16.9	39.5	5.6	12.1	26.6	15.3	7.3	23.4
100～299人	26.1	38.3	4.1	10.4	17.1	7.2	5.4	27.9
99人以下	26.4	38.4	7.2	9.0	14.5	4.2	3.7	27.9
製造業	19.3	41.8	4.0	14.2	36.4	9.7	4.3	22.4
食料品	11.1	44.4	5.6	11.1	11.1	—	—	38.9
繊維・衣服	19.4	25.8	—	9.7	19.4	6.5	9.7	29.0
木材・家具	11.1	33.3	11.1	11.1	33.3	—	—	33.3
製紙・印刷	30.4	39.1	—	17.4	8.7	8.7	4.3	34.8
化学	26.0	32.0	—	8.0	46.0	14.0	4.0	26.0
金属	16.1	62.9	1.6	11.3	29.0	4.8	—	16.1
機械	22.7	36.4	4.5	18.2	59.1	15.9	4.5	20.5
その他	16.5	41.7	7.8	18.3	41.7	11.3	6.1	17.4
非製造業	23.0	36.5	6.9	6.9	7.1	6.1	4.9	30.0
卸売業	51.1	17.3	8.6	15.8	6.5	5.8	2.9	26.6
小売業	43.5	21.7	13.0	4.3	4.3	13.0	—	30.4
金融保険業	11.1	11.1	—	—	—	11.1	11.1	55.6
建設業	15.9	73.9	7.2	4.3	15.9	2.9	7.2	10.1
不動産業	20.9	4.7	9.3	4.7	7.0	4.7	7.0	55.8
運輸業	15.4	52.6	5.1	2.6	—	5.1	6.4	30.8
サービス業	18.2	42.4	4.5	3.0	8.3	7.6	4.5	33.3

( )内は実数

② 労働力不足への対応 (複数回答)

(従業員が不足している企業679社について (%))

	中途採用	配置転換	関連会社間の出向	その他	N.A.
総計	(521) 61.7	(245) 29.0	(40) 4.7	(93) 11.0	(166) 19.6
1000人以上	56.4	50.0	3.8	10.3	19.2
300～999人	62.9	41.9	6.5	11.3	16.9
100～299人	62.6	27.0	4.1	14.0	18.9
99人以下	61.6	22.9	4.7	9.7	20.7
製造業	65.3	36.9	4.0	11.4	14.5
食料品	55.6	27.8	5.6	5.6	22.2
繊維・衣服	61.3	29.0	—	9.7	16.1
木材・家具	55.6	33.3	11.1	11.1	22.2
製紙・印刷	82.6	34.8	—	4.3	17.4
化学	60.0	36.0	8.0	12.0	20.0
金属	72.6	29.0	1.6	8.1	14.5
機械	63.6	65.9	—	11.4	13.6
その他	64.3	34.8	6.1	15.7	9.6
非製造業	59.0	23.3	5.3	10.8	23.3
卸売業	61.9	26.6	2.2	7.9	21.6
小売業	47.8	30.4	4.3	13.0	26.1
金融・保険業	22.2	33.3	22.2	—	44.4
建設業	65.2	29.0	4.3	18.8	10.1
不動産業	25.6	14.0	16.3	9.3	44.2
運輸業	67.9	16.7	1.3	10.3	19.2
サービス業	62.9	22.0	6.8	10.6	25.8

③ 外国人労働者の雇用状況

(%)

	雇用している	雇用していない	N.A.
総計	(60) 7.1	(779) 92.2	(6) 0.7
1000人以上	39.7	60.3	—
300～999人	6.5	92.7	0.8
100～299人	5.9	93.7	0.5
99人以下	2.0	97.0	1.0

( ) 内は実績

④ 規模にみた外国人労働者数

(人)

(外国人労働者を雇用している企業60社について)

合計	1000人以上	300～999人	100～299人	99人以下
(60) 209	(31) 149	(8) 19	(13) 32	(8) 9

( ) 内は実数

⑤ 職種別にみた外国人労働者

一般事務	現業	企画	技術開発・研究	語学教授・翻訳	その他	不明
16.7(35)	18.2(38)	6.7(14)	13.9(29)	9.6(20)	22.0(46)	8.7(18)

財務 1.4(3) | 情報処理 1.4(3) | 広報 1.4(3) (3)

( ) 内は実数

## ⑥ 業業種別にみた外国人労働者数

(外国人労働者を雇用している企業60社について)

(%)

	合 計	製 造 業	食 料 品	織 維 衣 服	木 材 家 具	製 紙 印 刷	化 学	金 属	機 械	そ の 他	非 製 造 業	卸 売 業	小 売 業	金 融 保 険 業	建 設 業	不 動 産	運 輸	サ ー ビ ス
合 計	(60) 209	(36) 106	(2) 30	(4) 5	(0) 0	(0) 0	(6) 13	(4) 13	(15) 34	(5) 11	(24) 103	(4) 31	(3) 3	(2) 5	(2) 7	(0) 0	(0) 0	(13) 57
一般事務・販売	(20) 35	(13) 23	(2) 7	(1) 1	(0) 0	(0) 0	(1) 1	(1) 1	(7) 12	(1) 1	(7) 12	(4) 7	(0) 0	(1) 3	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(2) 2
現 業	(10) 38	(3) 3	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(2) 2	(1) 1	(7) 35	(1) 6	(0) 0	(0) 0	(2) 4	(0) 0	(0) 0	(4) 25

( )内は実数

おこう。

(1)現在の従業員の充足状況について。

従業員の不足している部門としては、全体の4割近くが「現業」をあげており、なかでもそれは建設、金属、運輸の順に高くなっている。こうした不足分には、中途採用で対応していることが伺われる。(①, ③参照)

(2)ところで、外国人労働者については、調査回答企業(845社)のうちの60社が雇用しており(7.1%)、その合計人数は209人で、就業部門は現業、一般事務・販売、技術開発、研究の順になっている。(③, ④, ⑤参照)

なおそれらの内訳をみると、一般事務関係として機械、食料品、卸売業が、現業部門ではサービス業が目立っている。(⑥参照) なお、国籍別では中国人とアメリカ人が約半数を占めている。(⑦参照)

このような現状のうえで、将来の計画や対策をみると、現在雇用している60社の場合、

## ⑦ 国籍別外国人労働者数

国 名	人 数	構成比(%)
( 総計 )	176 (60)	100.0
中 国	49 (22)	27.8
アメリカ	36 (17)	20.5
台 湾	14 (12)	8.0
イギリス	13 (9)	7.4
韓 国	10 (5)	5.7
カナダ	9 (5)	5.1
フィリピン	8 (2)	4.5
香 港	2 (2)	1.1
マレーシア	2 (2)	1.1
オーストラリア	2 (2)	1.1
インドネシア	1 (1)	0.6
タ イ	1 (1)	0.6
シンガポール	1 (1)	0.6
ブラジル	1 (1)	0.6
アヘンチン	1 (1)	0.6
そ の 他	18 (13)	10.2
不 明	8 (2)	4.5

( )内は会社数

⑧ 外国人労働者の雇用計画  
 (外国人労働者を雇用している企業  
 60社について) (%)

	増 や す	現状 維持	N.A.
総 計	(33) 55.0	(23) 38.3	(4) 6.7
1000人以上	54.8	41.9	3.2
300～999人	75.0	25.0	—
100～299人	38.5	46.2	15.4
99人以下	62.5	25.0	12.5

⑨ 外国人労働者の雇用計画  
 (外国人労働者を雇用していない企業  
 779社について) (%)

	1～2年 以内雇用	将来雇用 を検討し	雇用計 画なし	N.A.
総 計	(45) 5.8	(183) 23.5	(524) 67.3	(27) 3.5
1000人以上	6.4	36.2	53.2	4.3
300～999人	8.7	27.0	60.9	34.5
100～299人	5.3	25.5	65.9	3.4
99人以下	4.6	20.6	71.5	3.3

さらに増員したいとするものが半数を上廻っており（55.0%）、現在は雇用していない企業（779社）でも、3割弱の企業が1～2年ないし将来雇用を考慮したいと答えている。(⑩、⑪参照) 後者の場合、半数以上が「現業」への採用（52.1%）をあげており、とくに金属（81.3%）、建設（73.3%）、運輸（66.7%）などの業種の7～8割がこれに集中しているのが目立っている。(⑫参照)

(3)ところで、これらの業種の現業部門で必要とされ、また不足しているのは主として単純労働者であると考えられる。そこで、将来単純労働者の採用希望をみると、将来も含めて採用したいとする企業が全体の3割を超えており（31.5%）、一般に魅力がなくて軽遠されている職種のため、とする理由が6割近くになっている。(⑬、⑭参照) そのことは、採用を希望する職種別みても、製造作業員（52.6%）、荷役・雑役（26.7%）、建設作業員（12.4%）、清掃員（9.4%）などに反映されている。(⑮参照) したがって業種別には、単純労働者の受け入れに前向きなのは、金属（58.1%）、繊維・衣服（45.2%）、木材・家具（44.4%）、建設業（42.0%）であることがうなづける。(⑯参照)

(4)このような不足職種を抱えている業種にあっては、単純労働力の緊急の確保が要請されているのであるが、それを外国人労働者に求めるとすれば当然に法的、制度的な規制が現存している。大商の調査はこの点について、企業側のかかなり率直な本音の部分をつまらかにしている。それによれば、全体と



## ⑩ 外国人労働者を採用したい職種

(外国人労働者を増やす計画のある企業、これから雇用したい企業261社について)  
(複数回答)(%)

	一 般 事 販 務 売	現 業	財 務 経 理	企 画 品 ・ 開 発	技 術 研 究 開 発	情 報 処 理	広 報	語 学 翻 教 授 訳	そ の 他	N. A.
総 計	(41) 15.7	(136) 52.1	( 2) 0.8	(36) 13.8	(55) 21.1	(17) 6.5	( 3) 1.1	(32) 12.3	(14) 5.4	(34) 13.0
1000人以上	16.2	27.0	—	32.4	59.5	10.8	—	27.0	16.2	8.1
300～999人	25.5	40.4	2.1	6.4	17.0	6.4	—	8.5	8.5	21.3
100～299人	14.5	50.7	—	10.1	15.9	7.2	2.9	14.5	1.4	17.4
99人以下	11.7	66.0	1.0	13.6	12.6	4.9	1.0	7.8	2.9	7.8
製 造 業	11.6	51.4	—	15.2	31.2	6.5	2.2	14.5	6.5	10.9
食 料 品	16.7	66.7	—	33.3	33.3	16.7	—	—	—	—
繊維・衣服	22.2	44.4	—	22.2	33.3	—	—	22.2	—	—
木材・家具	—	50.0	—	—	—	—	—	—	—	50.0
製紙・印刷	—	50.0	—	—	16.7	16.7	—	33.3	—	16.7
化 学	9.1	18.2	—	22.7	31.8	—	4.5	27.3	18.2	18.2
金 属	6.3	81.3	—	9.4	12.5	6.3	3.1	6.3	3.1	6.3
機 械	27.8	44.4	—	22.2	55.6	16.7	—	5.6	5.6	—
その他製造業	9.3	48.8	—	11.6	37.2	4.7	2.3	16.3	7.0	16.3
非製造業	20.3	52.8	1.6	12.2	9.8	6.5	—	9.8	4.1	15.4
卸 売 業	36.1	36.1	—	19.4	11.1	8.3	—	11.1	—	13.9
小 売 業	37.5	62.5	—	12.5	12.5	12.5	—	12.5	12.5	12.5
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	3.3	73.3	3.3	10.0	13.3	3.3	—	3.3	—	16.7
不 動 産 業	50.0	—	—	—	50.0	50.0	—	—	50.0	—
運 輸 業	6.7	66.7	—	—	—	—	—	—	—	33.3
サービ業	18.8	46.9	—	12.5	6.3	6.3	—	18.8	9.4	9.4

( ) 内は実数

⑬ 外国人単純労働者の採用 (%)

	す採用 にしたい	得た 来い 採用し	必要 ない	N. A.
総 計	(63) 7.5	(203) 24.0	(555) 65.7	(24) 2.8
1000人以上	3.8	24.4	69.2	2.6
300 ~ 999人	9.7	26.6	62.9	0.8
100 ~ 299人	8.1	24.8	64.4	2.7
99人以下	7.0	22.9	66.3	3.7
製 造 業	9.7	28.1	59.4	2.8
食 料 品	-	33.3	66.7	-
繊維・衣服	9.7	35.5	45.2	9.7
木材・家具	-	44.4	55.6	-
製紙・印刷	8.7	30.4	56.5	4.3
化 学	6.0	12.0	80.0	2.0
金 属	22.6	35.5	41.9	-
機 械	9.1	22.7	63.6	4.5
その他製造業	7.0	28.7	61.7	2.6
非製造業	5.9	21.1	70.2	2.8
卸 売 業	2.9	21.6	74.1	1.4
小 売 業	4.3	34.8	56.5	4.3
金融保険業	-	-	88.9	11.1
建 設 業	13.0	29.0	55.0	2.9
不 動 産 業	-	4.7	93.0	2.3
運 輸 業	5.1	23.1	70.5	1.3
サービス業	8.3	24.0	65.7	2.8

( ) 内は実数

⑭ 単純労働者採用の理由  
(単純労働者採用の意向のある  
企業266社について)  
(二項目以内選択) (%)

	必国内 要内 なで 労働 力な がな	そそな の恐い 職し 種る に者 社が 力少	外のれ 国賃 人金 なで らき 当て 社	そ の 他	N. A.
総 計	( 133) 50.0	( 155) 58.3	( 157) 21.4	( 19) 7.1	( 4) 1.5
1000人以上	63.6	68.2	4.5	9.1	-
300 ~ 999人	60.0	53.3	20.0	6.7	-
100 ~ 299人	52.1	53.4	17.8	8.2	2.7
99人以下	42.5	60.8	27.5	6.7	1.7
製 造 業	54.1	57.1	22.6	6.8	1.5
食 料 品	50.0	83.3	-	-	-
繊維・衣服	57.1	35.7	21.4	-	7.1
木材・家具	25.0	75.0	-	25.0	-
製紙・印刷	33.3	66.7	33.3	-	-
化 学	55.6	55.6	11.1	11.1	-
金 属	61.1	63.9	16.7	8.3	-
機 械	50.0	50.0	21.4	14.3	-
その他製造業	56.1	53.7	34.1	4.9	2.4
非製造業	45.9	59.4	20.3	7.5	1.5
卸 売 業	26.5	55.9	26.5	8.3	5.9
小 売 業	44.4	55.6	22.2	11.1	-
金融保険業	-	-	-	-	-
建 設 業	69.0	62.1	3.4	-	-
不 動 産 業	-	100.0	50.0	-	-
運 輸 業	45.5	63.6	36.4	4.5	-
サービス業	48.6	56.8	16.2	13.5	-

( ) 内は実数

㊸ 単純労働者の採用職種  
 (単純労働者採用の意向のある企業266社について)

(複数回答)(%)

	建設 作業員	製造 作業員	荷役 雑役	店員	調理 下働き	ウェイ ケッパ	清掃 員	守 衛 警 備	初 他	N.A.
総 計	(33) 12.4	(140) 52.6	(71) 26.7	( 9) 3.4	(10) 3.8	(17) 6.4	(25) 9.4	( 4) 1.5	(21) 7.9	(14) 5.3
1000人以上	22.7	45.5	—	—	—	4.5	22.7	4.5	18.2	18.2
300～999人	6.7	55.6	28.9	2.2	6.7	8.9	13.3	—	6.7	6.7
100～299人	15.1	43.8	26.0	1.4	6.8	12.3	12.3	4.1	6.8	6.8
99人以下	10.8	57.5	31.7	5.8	1.7	2.5	4.2	—	6.7	6.7
製 造 業	4.5	91.7	22.6	0.8	—	—	4.5	—	2.3	3.8
食 料 品	—	100.0	16.7	16.7	—	—	16.7	—	16.7	—
繊維・衣服	—	71.4	21.4	—	—	—	—	—	—	14.3
木材・家具	—	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—
製紙・印刷	—	88.9	22.2	—	—	—	—	—	—	—
化 学	—	77.8	33.3	—	—	—	11.1	—	—	11.1
金 属	8.3	97.2	25.0	—	—	—	5.6	—	2.8	—
機 械	14.3	92.9	14.3	—	—	—	—	—	—	7.1
その他製造業	2.4	95.1	24.4	—	—	—	4.9	—	2.4	2.4
非製造業	20.3	13.5	30.8	6.0	7.5	12.8	14.3	3.0	13.5	6.8
卸 売 業	5.9	32.4	52.9	8.8	5.9	5.9	2.9	—	5.9	8.8
小 売 業	—	11.1	11.1	33.3	22.2	33.3	—	—	22.2	—
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	86.2	3.4	3.4	—	—	3.4	—	—	3.4	3.4
不動産業	—	—	—	—	50.0	50.0	50.0	100.0	—	—
運 輸 業	—	4.5	77.3	—	—	—	—	—	27.3	4.5
サービス業	—	10.8	10.8	5.4	13.5	27.0	45.9	5.4	18.9	10.8

( )内は実数

して、入管法の「制限の緩和」(35.9%)や「在留期間の延長」(14.2)のほか、「手続の簡素化」(29.6%)などを求める声が高くなっている。(◎参照)さらに、これらの入管法の制限緩和を求める企業(303社)の半数以上が、単純労働者の就労を認め

るべきだとしており

(54.1%), とくに木材(100%), 金属(75.8%), 運輸(72.0%), 建設(69.0%)などの業種で目立っている。

(◎参照)

なお、その場合の制度的取扱いについては、現在ヨーロッパ諸国で行われているような「外国人労働者が許可を申請し、事業主が証明する制度」が全体の中では最上位(制限の撤廃を求める企業164社のうち18%)を占めているが、「事業主が雇用の届け出をすればよい」(16.9%), 「事業主が雇用の許可を申請する」(16.8%), 「外国人が労働許可を申請する」(15.5%)な

⑭ 現在の外国人労働者の取り扱いについて

(複数回答)(%)

	制限の緩和	在留期間の延長	手続の簡素化	現行のほかに	その他	N.A.
総計	(303) 35.9	(120) 14.2	(246) 29.1	(250) 29.6	(27) 3.2	(103) 12.2
1000人以上	48.7	21.8	42.3	21.8	5.1	7.7
300～999人	36.3	9.7	27.4	29.0	0.8	13.7
100～299人	32.9	13.5	30.6	34.2	2.3	7.7
99人以下	34.7	14.5	26.4	28.9	3.5	15.7
製造業	40.1	16.2	35.5	25.9	3.7	10.8
食料品	33.9	22.2	33.3	33.9	5.6	5.6
繊維・衣服	32.3	16.1	25.8	19.4	3.2	19.4
木材・家具	22.2	—	33.3	44.4	—	—
製紙・印刷	34.8	4.3	34.8	26.1	4.3	8.7
化学	40.0	18.0	40.0	24.0	4.0	12.0
金属	53.2	16.1	27.4	25.8	3.2	11.3
機械	47.7	15.9	40.9	18.2	4.5	11.4
その他製造業	34.8	18.3	39.1	27.8	3.5	9.6
非製造業	32.9	12.8	24.5	32.3	2.8	13.2
卸売業	33.1	13.7	28.1	29.5	2.2	15.8
小売業	30.4	17.4	34.8	21.7	—	4.3
金融・保険業	—	11.1	22.2	55.6	—	11.1
建設業	42.0	14.5	20.3	31.9	7.2	5.8
不動産業	32.6	11.6	25.6	27.9	2.3	20.9
運輸業	32.1	5.1	19.2	41.0	—	15.4
サービス業	31.1	15.2	24.2	31.8	3.8	12.1

( )内は実数

どとする意見と大差がなく、企業によって見方が分かれている、と報告されている。なお上記の「事業主が雇用許可を申請する」というのは、労働省の

いわゆる「雇用許可制」に当るが、業者の要望が2割に達していないのは、これが導入されると業者の負担増になることを懸念しているためでないかと思われる。

以上が大商報告書の概要であるが、それはさきに、外国人労働者の受け入れに対する積極的な意向を明らかにした「東商・調査」と同様に、在阪企業においてもその受け入れに意欲的であることを示している。

⑤ 入管法の制限緩和の程度について  
(入管法の制限を緩和すべきと回答した企業303社について)  
(複数回答) (%)

	専門的 技術的 職種の 割合	専門的 技術的 職種の 範囲拡大	単純 労働者	見習い	実務経 験を必 要とする 割合	日本の 大学の 卒業生	N.A.
総 計	(108) 35.6	(121) 39.9	(164) 54.1	(60) 19.8	(48) 15.8	(51) 16.8	( 3) 1.0
1000人以上	39.5	60.5	39.5	21.1	15.8	34.2	—
300～999人	20.0	42.2	55.6	15.6	11.1	20.0	—
100～299人	31.5	43.8	56.2	17.8	19.2	13.7	1.4
99人以下	42.4	31.7	55.4	22.3	15.8	12.2	1.4
製 造 業	41.1	41.8	54.6	19.9	16.3	18.4	0.7
食 料 品	28.6	42.9	42.9	14.3	—	42.9	—
繊維・衣服	40.0	50.0	20.0	20.0	20.0	—	—
木材・家具	50.0	—	100.0	—	—	—	—
製紙・印刷	25.0	50.0	62.5	37.5	—	12.5	—
化 学	40.0	55.0	55.0	20.0	25.0	35.0	—
金 属	30.3	30.3	75.8	24.2	12.1	12.1	—
機 械	57.1	52.4	38.1	23.8	9.5	23.8	—
その他製造業	47.5	37.5	52.5	12.5	25.0	15.0	2.5
非製造業	30.9	39.9	54.1	19.8	15.8	16.8	1.0
卸 売 業	37.0	41.3	45.7	26.1	8.7	17.4	2.2
小 売 業	28.6	42.9	57.1	—	28.6	28.6	—
金融・保険	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	34.5	34.5	69.0	10.3	13.8	13.8	—
不動産業	42.9	50.0	26.6	14.3	42.9	28.6	—
運 輸 業	20.0	16.0	72.0	24.0	8.0	8.0	4.0
サービス業	24.4	46.3	46.8	22.0	17.1	12.2	—

( ) 内は実数

## III

以上のように、近年におけるわが国の急速な国際化の進展のなかで、産業界においても外国の人材を活用すべきニーズが高まってきているが、同時に他方では、不法就労者の増加ともからまって外国人労働者問題に対する社会的関心も強まってきた。こうしたなかで、労働省では、今後の政策的対応に資すべく、外国人労働者問題をめぐる議論に一定の方向を与えることが必要であるとの観点から、昭和62年12月より職業安定局内に「外国人労働者問題研究会」を発足させてその検討を進め、それらを昭和63年3月に『今後における外国人労働者受入れの方向』<sup>(11)</sup>として報告書にまとめた。これはわが国における外国人労働者の受け入れの現状と問題点を整理し、諸外国における受け入れの実態を分析して、わが国における今後の受け入れの在り方について提言したものである。そこでは、受け入れ範囲の見直しと受け入れ体制の整備を中心にとりあげながら、具体的に「雇用許可制度」の構想を提起している。

「受け入れの範囲」については、①専門的・技術的職業、管理的職業に従事するもの ②看護婦など日本の公的資格を取得しているもの ③外国語や外国の専門的知識などをもつもの ④日本での研修や留学後の研修、就職を必要とするもの、などについて現行の受け入れ範囲を拡大したり、新たに受け入れの対象とするという方向で検討する必要があるとしている<sup>(12)</sup>。ただし、単純労働者については、「我が国の雇用、労働市場や経済社会面に及ぼす影響を考慮し、従来どおりの方針を維持していくことが適当である」<sup>(13)</sup>としている。何れにしても、そこでの基本的な視点は、「第一に、どこの国でも受け入れているカテゴリーの労働者については、当然に受入れを継続する、第二に、管理職予備軍ともいうべき良質の労働者も原則として受入れを認める、

(11) 労働省職業安定局編『外国人労働者問題研究会報告』昭和63年3月25日刊。

(12) 前掲『研究会報告』41～43ページ参照。

(13) 前掲『研究会報告』38ページ。

そして第三に、失業に悪影響を及ぼす不熟練労働者は受け入れを認めず、不法に入ってくる労働者をできるだけチェックしよう<sup>(14)</sup>』というものであった。

このような考え方にもとづいて、「受入れ体制」を整備する意味でいわゆる「雇用許可制度」が提起されている。それは外国人労働者の雇い入れについて、事業主が所定の条件を満たす場合に許可を与えるというものである。具体的には、既述のような、認められた「受け入れの範囲」にあるものについて、適正な労働条件の適用や意思の疎通、安全衛生などへの適切な配慮をふまえた雇用管理の整備を前提として、事業主に外国人の雇用を許可するものである<sup>(15)</sup>。

この報告書は、外国人労働者問題について先進的実績のあるヨーロッパ諸国の経験を検討して、あらたに日本的な「雇用許可制度」を提唱したのであるが、やがて後述のような各方面からの疑義が提出されることになる。また、この雇用許可制は不法就労の防止を目的としていると言うものの、その中心にある単純労働者問題については、必ずしも明確な提言がなされていない。ちなみに、そこでは受け入れの範囲にいう専門的・技術的職業と単純労働者の職種との区別をたとえば学歴<sup>(16)</sup>（大学卒など）に求めているようであるが、これらの中に存在する職種や労働者をどのように位置づけるのかは必ずしも明確ではないことは問題であろう。実際に、東商や大商の調査にも示されているような産業界のニーズは、こうしたカテゴリーに属する職種や労働者に集中しているという事実があるからである。その点で、「技術研修」を名目にした労働者受け入れの「抜け道」がとり沙汰されている、といわれる実状を注目すべきであろう。

ところで、労相の私的諮問機関である外国人労働者問題調査会が本年9月26日の会合で、中間答申をまとめて、今後の施策を政府に提言したが、それ

---

(14) 小池和男「雇用許可制提唱の趣旨」(前掲『ジュリスト』No. 909所収) 7ページ。

(15) 前掲『研究会報告』41ページ参照。

(16) 前掲『研究会報告』41ページ参照。

には「雇用許可制度」はもり込まれずに先送りされている。これは法務省からの異論をはじめ業界・企業からの反対意見があることを考慮したためである。

ちなみに法務省は「外国人の雇用についてのみ許可制とすることは、内外人平等の原則に反する」し、外国人の側からみても、「これまでの入国・在留許可に加えて、事実上新たな許可を受けなければならない」という「二重の規制」と「二重の負担」が強いられることになるとして、むしろ入管法の改正と行政運営の努力、関係省庁の協力によって対応できるとしている。しかも雇用許可制度のもとで雇用を認可された雇用主は、立場上、就労外国人に対して絶対権力を持ちうることになるから、外国人労働者の保護に万全を帰しうることが懸念される。さらに問題は、雇用許可制が、「受け入れの範囲」外に置かれる外国人労働者の現実的存在を一そう固定化させることになれば、およそ不法就労対策としての効果は疑わしいと言わざるを得ない。<sup>(17)</sup>

これに対して労働省は、「雇用許可制度」は「先送り」したままで「断念したわけではない」と主張している。ちなみに、入管法の改正を軸に対応しようとする法務省に対して、労働省の主張はこうである。すなわち、就労許可の決定に際しては国内労働市場への影響を考慮せざるを得ないし、不法就労の防止には、入国時の「供給規制」に加えて、事業主を審査する「需要規制」もあった方が有効である。また外国人労働者の就労状況についての継続的な調査や、事業主に対する助言・指導などの単なる入管政策にとどまらない対応が当然に必要となるということである。<sup>(18)</sup>

何れにしても、外国人労働者問題の置かれた現状を考えると、それは可及的に速かな対応に迫られているだけに、まずは政治・社会問題として関係省庁間の政策調整と協力が待たれるということは否定できない。

---

(17) 法務省の見解については「労働省の『外国人労働者問題研究会』が提唱している「雇用許可」制度の問題点について」（1988年4月）に詳しい。また、町田幸雄 前掲『ジュリストNo. 909』17ページ参照。

(18) 日本経済新聞、1988年10月17日号参照。



## IV

さて、わが国における外国人労働者受け入れのあり方をめぐる議論は、政府や経済界を中心に、にわかに積極化している経過は既に見た通りである。そこでは、単純労働者については結論を先送りして慎重な姿勢をとりながらも、専門・技術職を中心に受け入れの範囲を拡大する方向が示されている。こうした動きの背景の一つは、国際化の進展や円高の進行のもとで、経済界が推進している雇用合理化の展開である。すでに政府も、このような企業戦略に沿うかたちで、一連の労働行政——男女雇用機会均等法、労働者派遣法、改正労働基準法などの施行——を促進しているが、いま外国人労働者の受け入れについても、従来の規制を緩和しようとする方向は、こうした流れの一環をなすものであるとも見ることができるであろう。そうであるとすれば、この問題の行手には、国内の雇用・労働への多面的な影響が懸念されることになるのである。

まことに、経済界が求めているところのものが安価な労働力であり、しかも日本人労働者の確保困難な職種のそれであるとすれば、その給源はまさに外国人とりわけ東南アジア諸国からの就労者ということになるであろう。その点では、たしかに単純労働者の受け入れは「先送り」されているとはいえ、企業側の潜在的需要が根強いというのが実状である。それだけに、現行制度上からは、単純労働者が除外されていると言っても、現実に「単純労働」について具体的な定義があるわけではなく、単純労働とそうでない労働との区分け、線引きをどうするかが問題であるとすれば、たとえば、建設業やソフトウェア業界などに見られるように、「技術研修」を名目にして、合法的に抜け道が利用されることを注意すべきであろう。

ところで、従来わが国の行政当局は、これまで外国人労働者の受け入れに対しては、西欧諸国の経験を論拠に慎重な姿勢を示してきた。(それはたとえば、西ドイツの経験が典型的である。西ドイツは、第2次大戦後の復興過程における労働力確保のためにイタリアを始め、ポルトガル、スペイン、ギ

ロシア、トルコなどからの就労者を受け入れ、それが60年代の高度成長期を通じて一そう拡大される傾向を示したが、オイルショックによって情勢が急変し、失業問題が深刻化するとともに、外国人労働者の家族も含めた社会問題が顕在化して、今日なおその対応に苦慮しているという事実である<sup>(19)</sup>。

だが、それにも拘らず、わが国では、本年（1988年）上半期（1～6月）には前年同期に対して24%増の不法就労者（7,196人）が摘発されたが、なお、7万人の不法残留者が存在し、これに就学などの名目による不法就労者を加えると、実際には15万人を上廻るものと推定されている。そこでは特に、中東産油国の不況や、わが国の景気拡大に伴う建設現場などの人手不足を背景に、パキスタンやバングラデシュなどからの男性が急増しているのが注目される。ちなみに、摘発された男子就労者の8割が土建現場の土木作業員1,685人、零細工場に就労していた工具<sup>(20)</sup>1,636人といわれている。このように東南アジア労働者に加えて、西アジア地域からの就労者が増大してきている理由は、周知のように、これらの諸国における恒常的な雇用不安とそれに基づく積極的な海外就労政策に加えて、中東経済の悪化による労働需要の後退やヨーロッパ諸国の外国人就労者締め出しが進んでいる一方で、円高による日本の高賃金事情や日本の建設、流通、サービスなどの業種における不熟練・低賃金労働力需要が拡大していることである。

(19) 諸外国における実状については、前掲、労働省職業安定局編『外国人労働者問題研究会報告』24ページ以下に整理されているが、また、労働大臣官房国際労働課「諸外国にみる外国人労働者受入れの現状と対策」（前掲、『季刊人事行政』No. 41所収）8～14ページ参照。

西ドイツについては、中村圭介「西独における外国人労働者政策の展開」（『日本労働協会雑誌』No. 348, 1988. 8 所収）56～66ページ参照。

フランスについては、パドリス・ド・ブルケー「フランスの外国人労働者」（前掲『日本労働協会雑誌』No. 348 所収）67～79ページ参照。滝沢正「フランス外国人法の現状」（『ジュリスト』No. 909, 1988. 6. 1. 所収）33～39ページ参照。

アメリカについては、伊予谷登士翁「現代アメリカ合衆国における移民労働と移民政策」（前掲『日本労働協会雑誌』No. 348）48～55ページ参照。

(20) 日本経済新聞1988年10月10日号参照。

それだけに、このような諸国から「経済大国・日本」に門戸の開放を求める要求は、関西新空港や東京湾横断道路などの大型プロジェクトを背景にして、新たに中国や韓国も含めた近隣諸国から、ますます強められることが予想される。その意味では、わが国における外国人労働者受け入れの問題は、労働問題、社会問題であると同時に、いまや政治問題としてもその対応が迫られていると言えるかも知れない。ここにわが国の避けて通れない課題があるとすれば、この際、それを産業界の利害＝国益という抽象的で、あいまいな視点からのみ性急に方向づけをしたり、安易に妥協したりしてはならないことは言うまでもない。けだしここでは、しばしば企業の論理や政治の論理が先行して、かえって「人間の問題」が欠落し軽視されることになるからである。

周知のように、外国人労働者問題が社会問題に成熟する契機は、ほんらい外国人労働者に対する非人間的、差別的支配に根ざしており、そのかぎりで、それはもっぱら不熟練、単純労働の側において集中的にあらわれる。それはまさに企業のニーズの裏返しとして、資本の論理に導かれるものであることは言うまでもない。ところで、こうした資本の専制に一定の規制力を行使しうるのは、労働保護法の存在である。その意味では、今日のわが国産業界における「好況」現象のもとでの雇用の拡大も、実は何よりも、「円高合理化」に組み込まれた「安価な労働力」に集中するものとして、無権利、無防備の状態に置かれている「不安定就業者」を拡大するものであったが、いまやそれらを更に補完すべく求められるのが無権利、低賃金の外国人労働力に他ならないと言うべきであろう。

そのように考えるならば、外国人労働者の受け入れを求める議論の赴くところには、わが国の産業界に拡大しつつある、こうした不安定就業者に集中する矛盾を部分的に転嫁し、低賃金労働問題を一そう固定化するとともに、全体としては、賃金、労働時間を中心とした労働条件の悪化を促進する圧力として作用する危険がかくされていることを見失ってはならないだろう。それだけに、外国人労働者といえども、わが国で就労するかぎりには、日本人労働

外国人労働者問題をめぐる最近の動向について（高堂） (477)191

働者と対等，平等な人間であるという当然の前提に立って，適正な就労条件が法的，制度的に保証されることは勿論，最低の社会保障を含めた生活条件を整備するという，まさに受け入れの整備についての議論が先行されるべきなのである。

(1988.10.31)